

社会福祉法人所沢市社会福祉協議会こどもの居場所づくり助成事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、こども未来基金及び赤い羽根共同募金の配分金を活用し、こどもの居場所づくりを財政面から援助することにより、住民参加による福祉のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(対象となる団体)

第2条 助成金交付の対象となる団体は、主に所沢市民が運営主体になっており、所沢市内において無償で活動をする宗教又は政治を目的としない団体であって、自立的、持続的に活動できる見込みがある次に該当する団体とする。ただし、前年度に助成金の交付を受けたにもかかわらず、報告書未提出の団体は除くものとする。

- (1) 申請時において地域福祉を推進する活動を行っている団体
- (2) 助成金の交付を申請する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）中に地域福祉を推進する活動の開始を予定している団体

(対象となる活動)

第3条 助成金交付の対象となる活動は、様々な事情による欠食、孤食又は学習が十分にできない状況等にあるこどもの居場所づくりを目的とした地域福祉活動（年12回以上の活動とする。）及び当該活動を実施するための備品の購入とする。ただし、備品の購入を除き、一の年度中に開始し、終了する活動とする。

(助成金の限度額)

第4条 助成金の限度額は、次のとおりとする。

- (1) 食事提供がある場合
 - ア こどもの参加数（見込）が毎回平均10名以内 1回当たり3,000円
 - イ こどもの参加数（見込）が毎回平均11名以上 1回当たり4,500円
- (2) 食事提供がない場合 1回当たり1,500円
- (3) 当該活動を実施するための備品の購入 活動開始時
 - 食事の提供を行うための準備 10万円
 - 食事提供がない場合の準備 3万円

2 前項第1号及び第2号に規定する活動に対する助成金の交付は、月4回までとする。

(申請の方法)

第5条 本事業の助成を希望する団体は、事業を行おうとする年度の開始1箇月前から当該年度の4月末日までの間に、申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会会长（以下「本会会長」）という。に提出しなければならない。ただし、本会会長が特に認めた場合はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、本事業の申請受付は、本事業に係る当該年度予算

が無くなり次第終了とする。

(助成の決定)

第6条 本会会長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、助成の適否を決定するとともに、その旨を決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 本会会長は、助成金を交付決定した後、申請者から指定された金融機関に助成金を振り込むものとする。

2 助成金は、交付決定した日の属する月の翌月20日付けの振込みを原則とする。ただし、活動の実施期間により、本会指定日又は前期分・後期分の2回に分けての交付とすることができる。

(実施の報告)

第8条 助成金の交付を受けた団体は、報告書（様式第3号）に必要事項を記入の上、必要な書類を添付し、活動終了後30日以内に事業の報告を行うものとする。

(助成金の返還)

第9条 助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合、速やかに助成金を現金によって本会に返還するものとする。

(2) 計画した活動を実施しなかった場合は、助成額を返還する。

(2) 第4条第1項第1号イの1回当たり限度額4,500円で申請したにもかかわらず、参加数の平均が11名を下回った場合、1回当たり3,000円を超えた額を返還する。

(3) 第4条第1項第1号で申請したにもかかわらず、食事提供をしない活動に変更した場合は、1回当たり1,500円を超えた額を返還する。

(助成金使途等の公開)

第10条 本会は、本事業の実施に伴い、入手した情報のうち、個人情報を除き、団体名、活動内容及び助成金の使途等を一般公開することがある。

(委任)

第11条 この要綱に定めるものほか、本事業に関し必要な事項は、本会会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。